

武雄市地域おこし協力隊員募集要項 (スポーツ振興コーディネーター)

武雄市（たけおし）は、佐賀県の西部にある人口約49,000 人の温泉都市です。大部分（50%）が山地で、佐賀県内を横断する松浦川と六角川の源流を持ち、武雄盆地内を武雄川・高橋川などの小流が六角川に注いでいます。市の中心部には、舟の形をしたシンボリックな山「御船山」、西部には谷を挟んで向きあう雌岩・雄岩、「21 世紀に残したい日本の自然百選」にも選ばれた「黒髪山」、樹齢3,000 年を越える3 本の大楠（パワースポット）があり、杵島山、八幡岳などの雄大な山々と併せ豊かな自然に囲まれています。また、高速道路と主要幹線道路をまちなかに有するなど交通の要衝として栄え、1,300 年の歴史を誇る温泉郷、420 年以上の歴史を誇る陶芸の里、そして巨木の里としても広く知られています。

そんな武雄市は今変革の時を迎えております。今年、西九州新幹線が開通することで、西九州のハブ都市としての存在感が高まりつつある中、同年、佐賀県内初の全面人工芝の武雄市民球場がオープン、翌年には新体育館が誕生し、令和6年には国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されることで、まちの環境や人の流れが大きく変わり、また、活発になっていくこととなります。

武雄市はこの機会を、「まちが変わるチャンス」と捉え、スポーツをいかに利用して、地元経済の活性化、観光客の誘客に利用するか、ビジョンとアクションを起こすため、「スポーツコミッション事業」を推し進めていくことから、次のとおり「地域おこし協力隊員」を募集いたします。住民とともに武雄市の活性化に取り組んでいこうという意欲溢れる皆さんの応募をお待ちしています。

1. 募集人数 2名

2. 募集対象（下記の要件をすべて満たす方）

- (1) 任用の日において年齢が原則として20歳以上の方
- (2) 生活の拠点を、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）から武雄市内に移し、住民票を異動させて生活できる方
- (3) 協力隊終了後も武雄市に定住する意思のある方
- (4) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、かつ、誠実に活動を遂行できる方
- (5) 地域の活性化に意欲があり、地域住民、関係団体とともに地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方

- (6) 普通自動車運転免許を取得または採用までに取得が見込める方
- (7) パソコン（ワード、エクセル、Eメール、パワーポイント等）の一般的な操作、携帯電話等の情報通信機器を使用でき、地域内外に積極的に情報発信ができる方
- (8) スポーツを愛好し、スポーツ振興の知識や関心のある方
- (9) 自ら情報を収集、分析し、企画立案のうえ実践ができる方

3. 主な業務概要（活動内容）

地域おこし協力隊として配置先における主な業務、共通業務を次のとおりとします。なお、対象者の能力や企画提案内容、市の方針により、活動内容は変更となる場合もあります。

- (1) スポーツコミッションを活動の拠点に、スポーツコミッション規約第3条 ※1に掲げる事業に取り組む
- (2) スポーツを通じた各種イベント等の協力やスポーツコミッションの情報サイト構築・情報発信活動
- (3) 市内でのスポーツ文化の普及、市民の意識向上
- (4) 協力隊員同士の連携・協働活動
- (5) 隊員としての任期終了後の定住に向けた生活基盤の構築活動
- (6) その他、武雄市が必要とする業務、活動

※1 スポーツコミッション規約第3条（事業）

コミッションは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①スポーツ大会の開催・誘致、合宿の誘致に関する事業
- ②スポーツツーリズムの推進に関する事業
- ③プロスポーツをはじめとしたスポーツイベントの誘致・開催に関する事業
- ④スポーツ関連産業の創出に関する事業
- ⑤その他コミッションの目的を達成するために必要な事業

4. 活動場所

武雄市役所企画部スポーツ課

5. 活動時間

- (1) 活動日は、原則として月曜日から金曜日までの週5日間とします。
- (2) 活動時間は、午前8時30分から午後5時15分の1日7時間45分（途中1時間の休憩をはさむものとします。）、週38時間45分を基本とします。

- (3) 休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日までの6日間）とします。
- (4) 活動内容によっては、休日・夜間に活動していただく場合があります。その場合は、振替対応となります。

6. 雇用形態・期間

- (1) 「武雄市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、市長が委嘱します。（市との雇用関係はありません。）
- (2) 委嘱日から2023年3月31日までとします。
- (3) 業務・活動実績により再度委嘱する場合、1年毎に更新し、最長3年まで更新します。
- (4) 協力隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

7. 報償等

月額233,000円（源泉徴収前の額です。市との雇用関係がないため、国民健康保険、国民年金等に参加していただきます。各保険料は個人負担となります。）

8. 待遇・福利厚生

- (1) 活動に必要な車両を1台借上げます。（隊員間で調整し使用していただきますので、自家用車を使用していただく場合があります。）
- (2) 隊員活動に必要な車両経費（リース代、燃料費、自動車保険）は予算の範囲内で活動経費から支出します。
- (3) 委嘱期間中の住居に係る費用は、月額50,000円を上限に市が負担します。上限を超える場合は、自己負担となります。
- (4) スポーツツーリズムコーディネーター人材育成プログラムを受講していただきますが、経費は市で負担いたします。
- (5) 隊員の活動に必要と認められる消耗品、旅費等の経費は、予算の範囲内で活動経費から支出いたします。

※引っ越しにかかる費用及び活動中の生活に必要な光熱水費や家財等への保険料、食費、個人の携帯電話等の通信費、生活備品等は隊員の自己負担となります。

9. 応募手続等

(1) 申込受付期間

定員に達するまで随時募集

※採用者が決定次第募集を終了します。

(2) 提出書類

①履歴書（別紙）

②活動目標シート

③住民票の抄本

④運転免許証のコピー

※提出書類は返却いたしません。

※応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

10. 選考方法

募集期間中、応募があった都度選考を行い、合否を決定します。

(1) 第1次選考：書類選考

提出された履歴書と活動目標シートにより都度書類選考を行い、応募者には都度結果を文書で通知します。

(2) 第2次選考：面接選考

書類選考合格者に対し、都度面接による選考を実施します。面接選考結果(合否)を文書で通知し、合格者を採用します。なお、第2次選考に要する交通費等は応募者負担とします。

11. 応募・問い合わせ先

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

武雄市役所 企画部 スポーツ課振興係 担当:久保(くぼ)・新郷(しんごう)

TEL: 0954-27-7091 FAX: 0954-23-9120

E-mail: sports@city.takeo.lg.jp

12. その他

兼業・副業は制限しておりません。